平成２１年（フ）第４３４５号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目１番５―207号
債務者　伊藤　隆二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４１７号
札幌市東区北12条東５丁目１番45号
債務者　伊東稚絵美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目５番１号
債務者　蛯沢　勇吾
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目５番１号
債務者　蛯沢真理子（旧姓川北）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
札幌市北区新琴似９条９丁目４番１号
債務者　井上　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
札幌市清田区平岡１条２丁目５番16号
債務者　藤廣　裕美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５号
札幌市白石区川下３条５丁目２番５―106号
債務者　鈴木　雅善
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
札幌市白石区北郷３条５丁目７番15―101号
債務者　菅野　　一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２号
札幌市北区北23条西６丁目１番37―902号
債務者　川端　竜彦
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
北海道奥尻郡奥尻町字米岡85番地２
債務者　紀伊國　学
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第１７７４号
さいたま市岩槻区大字小溝779番地16
債務者　安達　敬史
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
埼玉県越谷市北越谷２丁目17番10号協栄荘205
債務者　鈴木ヤス子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
埼玉県東松山市新宿町23番地１
債務者　仮屋章一郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３０号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1692番地２
昭和ビル302号
債務者　松尾　優作
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８号
埼玉県本庄市栄２丁目10番６号
債務者　春日　秀文
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４６号
埼玉県行田市藤原町２丁目36番地５
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６７号
千葉県東金市田間346番地３
債務者　小宮山清子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第６１１号
新潟県新潟市西蒲区五之上1831番地
債務者　冨井　　巧
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
新潟地方裁判所民事部